（第5号様式）

「てんぶす那覇マネジメント事業」に係る共同企業体協定書

（目　的）

第１条　当共同企業体は、てんぶす那覇マネジメント事業（以下「本事業」という。）において、共同連帯して管理運営することを目的とする。

　（名　称）

第２条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

1. 当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、本事業の満了後３カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の公募において、選定されなかった場合には、当企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　所　在　地

　　　会　社　名

　　　所　在　地

　　　会　社　名

所　在　地

　　　会　社　名

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、本事業に関し、当企業体を代表して、那覇市と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本事業の管理運営業務内容について変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　会　社　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　会　社　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　会　社　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本事業の管理運営に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　各構成員は、本事業の管理運営に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第12条　本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（共同企業体結成後における構成員の脱退に対する措置）

第13条　構成員は、那覇市及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が本事業の期間が満了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、那覇市の承認があるときは残存構成員が本事業を管理運営するものとする。

３　前項の規定により事業者は、残存構成員による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

４　決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（共同企業体結成後における構成員の破産又は解散に対する処置等）

第14条　構成員のうちいずれかが共同企業体結成後において破産し、又は解散した場合には、前条第２項から第４項までの規定を準用する。

２　構成員のうちいずれかが当企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行若しくは不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ那覇市の承認があったときは、当該構成員は当企業体から脱退しなければならない。

　（構成員の加入）

第15条　前２条の規定による構成員の脱退、破産又は解散（以下「脱退等」という。）により構成員が欠けた場合において、那覇市の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

２　前項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率とするものとし、他の構成員の出資比率は第１３条第３項（前条第１項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず第８条の規定により従前有していた出資比率とする。

　（解散後の契約不適合）

第16条　当企業体が解散した後においても、本事業の管理運営につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第17条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり、

　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するとともに１通を那覇市に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

共同企業体の名称　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体

会　社　名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

会　社　名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

会　社　名

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印